地域・職場で活躍する女性からのメッセージ

男女共同参画サポーターって何?から始まりかなりの年数が経ちますが、「あすてらす」(島根県立男女共同参画センター)のセミナーやスキルアップ講座等に参加し始めて数年といったところです。サポーターも2名からスタートし、現在やっと6名になり、活動も少しずつ進み出しています。

男女共同参画に関わるようになり、自分自身の意識が少しずつ変わってきたことを感じます。地域の行事等に積極的に参加することにより、男女の役割の不自然さに気づいたり、逆に素晴らしいと思える場面に出会うこともあります。



隅屋(旧庄屋屋敷)での座敷神楽

自分の住んでいる町は、六調子にこだわる神楽が大変盛んで、4年前から隅屋という旧庄屋屋敷で田舎料理をもてなし、座敷神楽を目前で楽しんでもらうイベントがあります。そこでは、一人ひとりお膳に組まれた料理をお客様に運ぶ男性の姿があります。女性より男性の方が多いのです。男性はお膳を下げ、片付けも、協力します。思わず拍手を送りたい気持ちになります。古くからの性別の役割分担を見直し、お互いが助け合っている姿は楽しそうにも見えます。

お互いに押し付けず話し合い、相手の気持ちを尊重し、支え合うことの大切さを感じています。 人との関わりを大切にし、声かけをして暮しやすい地域でありたいと願っています。

邑南町 島根県男女共同参画サポーター 鶴岡 和美

男女共同参画サポーター…県内各地域の男女共同参画に向けた気運を醸成するため、県や市町村等と連携して地域で啓発活動等を行う人材。

平成6年に松江市内のIT会社に入社して、気がつけば勤続22年。正直なところ、自分でもこんなに 長く働くとは、思っていませんでした。お客様や会社、仲間の期待に応えたいと日々努力していくうち に人の役に立つことがやりがいになって、今にいたっています。

会社では男女で区別されることはないですが、私は出産する以前は"これだから女性社員はダメだ!"と思われないように、男性と同じようにと、とても気負って仕事をしていました。

子育てと仕事の両立では、以前と同じ働き方はできなくなり、全ての期待に応えきれないこともあります。それでも認めてもらい、仕事をしているうちに、「男性はこう」「女性はこう」にとらわれず、一人ひとりの考え方や事情が違うので、自分らしい最大のパフォーマンスを発揮すれば、会社にとってもプラスになると、やっと心から思えるようになりました。

現在は管理職として、みんなが働きやすい環境をつくることも、私の大事な仕事の一つです。男性も女性も関係なく、みんながいきいきと楽しくやりがいをもって、働けるようにしたいと思っています。

とはいえ、現状はまだまだ家事や育児、介護などでは女性の 関わりが強く、いろいろな事情を抱えながら働いている女性社 員が多いです。まずは女性として、女性社員がお互いの悩みを 共有する場をつくり、多様な働き方ができるよう環境を整えて いくことで、女性社員がいきいきと仕事をし、長く働き続けても らえるようサポートしていきたいと思っています。

株式会社テクノプロジェクト ヘルスケアシステム部 平野 康代



テクノプロジェクトの仲間と一緒に

外国人の人権を尊重しましょう

理解し尊重し合うことが大切です

多文化共生フォーラムしまね2016

11月5日(土)松江市のくにびきメッセで「多文化共生フォーラム2016」を開催しました。第1部の基調講演では、羽衣国際大学教授のにしゃんたさんが、自身の経験を交えながら、「ちがい」を排除するのでも、区別するのでもなく、受け入れるためにはどうすればいいか、また「ちがい」を肯定的に捉えることで、共に学び、共に成長し、共に笑える社会を実現することが大切であると話されました。第2部のパネルトークでは、ローカル・ジャーナリストの田中輝美さんのコーディネートにより、県内で活躍する4名のパネリストが、それぞれの立場から考える多文化共生の現状と課題などを紹介し、それを踏まえて、「明日からできる多文化共生のための具体的なアクション」について提言がありました。



羽衣国際大学教授の にしゃんたさんの基調講演

多文化共生…互いの文化や習慣の違いを理解し、認め合い、支え合って、 誰もが幸せに暮らすことのできる社会。

ヘイトスピーチ、許さない。

最近、新聞やニュースなどで話題になることが多くなっていると感じませんか。特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動は、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません!

違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が平成28年6月3日から施行されました。



ヘイトスピーチによる被害など、人権に関する問題でお悩みの方はご相談ください。

みんなの人権110番 0570-003-110

外国語人権相談ダイヤル

法務省では、英語や中国語で電話相談を受け付けています。 (最寄りの法務局につながります)

●英 語(English)

0570-090911

(Weekdays/9:00-12:00,13:00-16:00)

●中国語(中文)

0570-050110

(平日的/9:00-12:00、13:00-16:00)

(公財)しまね国際センター外国語相談

英語、タガログ語、中国語、ポルトガル語による相談ができ ます

●本 所(松江)

№ 0852−31−5056

●西部支所(浜田)

0855-28-7900

詳しくは Web サイト▶http://www.sic-info.org